

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

(目的)

第1条 旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、本市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、事業者が主体的に遵守すべき事項、必要な手続等を定めることにより、市民の安全及び安心、良好な景観並びに自然環境を確保し地域と共生する再生可能エネルギー事業を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 ガイドラインで使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継若しくは分譲により発電事業を行う者をいう。

(2) 設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附属設備（建物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(3) 事業

設備の設置及び運用から、撤去及び処分の完了までの一連の行為をいう。

(4) 出力

設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。

(5) 関係者

事業区域に隣接して居住する者（事業を営む者を含む。）及び町内会等の地域団体、設備の設置及び事業により影響を受けるおそれのある場所に居住する者（事業を営む者を含む。）並びに事業区域に隣接する土地（空き家、農地、山林等を含む。）の所有者及び耕作者等をいう。

(6) エコロジカル・ネットワーク

生物が暮らす核となる自然地域及びその周辺を、生態的な回廊で繋ぎ、生物多様性を保全又は再生するための空間的なつながりの仕組みをいう。

(対象事業)

第3条 ガイドラインの対象となる事業は、出力の合計が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同時期又は近接した時期若しくは近接した場所に設置する設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）の設備にお

ける新設、増設又は大規模な改修とする。ただし、太陽光発電設備のうち、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。

(対象地域)

第4条 ガイドラインの対象となる地域は、市内全域とする（事業区域が他の市町村にまたがる場合を含む。）。

(設置不可区域)

第5条 設備を設置できない区域は、別表に掲げるものとする。

(設備の設置に当たっての配慮事項)

第6条 事業者は、関係者との協調を保ちつつ、次の各号に掲げる事項に配慮し、設備を設置する。

(1) 設備の設置に伴う災害の防止等

- ア 土地の形質変更は、必要最小限に留める。
- イ 周辺に被害を与えないよう敷地の排水処理の措置を講じる。
- ウ 周辺に被害を与えないよう土砂の流出防止の措置を講じる。
- エ 立木の伐採は、必要最小限に留める。
- オ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護する。
- カ 工事車両等の農地及び農業用施設の損壊、家畜への影響、騒音、振動、光反射等により近隣の農林業等に損害を与えないようにする。

(2) 生活環境の保全

- ア 住居（これに準ずる施設を含む。）に近接する場所に設備を設置するときは、電波障害、圧迫感、騒音、振動、悪臭、熱、反射等の発生を防止するために必要となる措置とともに、設備を敷地境界から後退させ、植栽を設けて遮蔽する等の措置を講ずる。
- イ 道路に接する場所に設備を設置するときは、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させる等により、視距確保及び設備（太陽光パネル等）からの反射防止等の措置を講ずる。

(3) 自然環境の保全

- ア 動植物への影響を回避するため、必要に応じてその生息又は生育状況を調査し、保全のために必要な措置を講ずる。
- イ 本市の生物多様性の特徴である豊かな森林生態系、河川生態系又はこれらをつなぐエコロジカル・ネットワークへの影響を調査し、保全のために必要な措置を講ずる。

ウ 住民等により自然保全活動が行われている地域等の人と自然との触合いの活動の場への影響を調査し、保全のために必要な措置を講ずる。

(4) 良好な景観の保全

ア 眺望景観に悪影響を及ぼすことがないよう設備の設置位置、色彩等に配慮する。

イ 色彩は、周囲の景観との調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光パネルは、低反射で模様が目立たないものを使用する。

(5) その他

日本国外の政府や政府系機関、国際機関等から問題が指摘されていない設備（太陽光パネル等）を使用する。

(事前協議)

第7条 事業者は、事業を実施しようとするときは、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前協議書（様式第1号）及び旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置計画書（様式第2号）を市長に提出し、事前協議を行い、当該協議が完了するまでに、関係法令に基づく許認可等を取得する。

2 市長は、前項の計画等が他の市町村の区域の生活環境、自然環境、景観等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

3 市長は、前項の事前協議が完了したときは、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事前協議完了通知書（様式第3号）により、当該事業者に通知する。

(環境影響調査の実施)

第8条 事業者は、前条第2項の規定による通知に基づき、事業が地域の生活環境、自然環境等に及ぼす影響を十分に調査する。

(住民等に対する事業計画の事前周知及び説明の実施)

第9条 事業者は、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る住民等説明会開催届（様式第4号）を市長に提出し、開催内容について市長の了承を得た後、住民等説明会を開催し、環境影響調査の結果を含め、住民等が事業の適否を判断するために必要かつ十分な情報を開示する。

2 事業者は、前項の規定により開催した住民等説明会の開催結果について、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る住民等説明会開催結果報告書（様式第5号）により、市長に報告する。

3 事業者は、事業計画について、住民等の理解及び同意が得られなかったときは、事業を中止することを含め、計画を抜本的に見直すとともに、事業を中止しないときは、見直し後の計画について、改めて調査及び説明を行い、住民等の理解及び同意を得る。

(設備設置工事の着手等の届出)

第 10 条 事業者は、設備設置工事の着手前に、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置工事着手届（様式第 6 号）を市長に提出する。

2 事業者は、設備設置工事が完了したときは、速やかに旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置工事完了届（様式第 7 号）を市長に提出する。

(設備設置工事完了の検査)

第 11 条 事業者は、前条の設備設置工事を完了したときは、当該工事が第 7 条の事前協議の内容に適合するか否かについて、市長の検査を受ける。

2 市長は、前項の検査の結果、当該工事が第 7 条の事前協議の内容に適合していると認めるときは、事業者に通知する。

(事業変更)

第 12 条 事業者は、事業を変更しようとするときは、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業変更届（様式第 8 号）を市長に提出する。ただし、当該変更が軽微であり、かつ、市長が認めるときは、この限りでない。

(事業報告)

第 13 条 事業者は、設備の運転開始から終了までの間、毎年度、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業報告書（様式第 9 号）を市長に提出する。

2 事業者は、前項の規定のほか、市長の求めに応じ、報告書を提出する。

(廃止の届出)

第 14 条 事業者は、事業実施予定期間中に当該事業を廃止しようとするときは、速やかに旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業廃止届（様式第 10 号）を市長に提出する。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事業を廃止するときは、速やかに設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、速やかに市長に報告する。

(事業主体の変更)

第 15 条 事業者は、事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割により事業主体を変更しようとするときは、速やかに旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業主体変更届（様式第 11 号）を市長に提出する。

(事故等の報告)

第 16 条 事業者は、事故又は災害により、事業に係る設備等に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じたときは、速やかに旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事故等報告書（様式第 12 号）を市長に提出する。

(設備の適切な管理)

第 17 条 事業者は、次の各号の定めに従い、設備を適切に管理する。

- (1) 事業者は、経済産業省資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、事業敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように塀柵を設置する等の安全対策を講ずる。
- (2) 事業者は、事業敷地内について、可能な限り農薬を使用しない方法による除草及び清掃を定期的に行うほか、農薬等の散布により周辺住民又は近隣の農作物への影響が想定されるときは、関係者に対し、事前に、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を周知して、承諾を得た後に実施する。
- (3) 事業者は、農地周辺で農薬散布を行うときは、無風又は風が弱いときに行う等、近隣に影響が少ない天候及び時間帯を選び、農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルを、風向き、ノズルの向き等に注意して使用する。
- (4) 事業者は、立て看板等の表示により、散布時又は散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう周知する。
- (5) 事業者は、災害又は事故が発生したときは、速やかに復旧するとともに、被害を最小限に留める措置を講じ、他者に被害を与えた場合は、率先して被害者への対応に当たる。
- (6) 事業者は、確実な設備の撤去及び事業区域内の原状回復を実現するため、費用の積立等の措置を講じる。
- (7) 事業者は、事業の終了又は廃止の後、設備を速やかに撤去し、事業区域内の原状回復に努める等適切な措置を講ずる。

(その他)

第 18 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和 8 年 8 月 20 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

設置不可区域

区域	関係法令等
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年号外法律第 30 号）
急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
土砂災害警戒区域	
鳥獣保護区（国指定、北海道指定）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年号外法律第 88 号）
保護林	保護林設定管理要領（農林水産省林野庁長官策定）
IBA(Important Bird and Biodiversity Areas：重要野鳥生息地)	IBA 情報（公益財団法人日本野鳥の会策定）
要措置区域	土壌汚染対策法（平成 14 年号外法律第 53 号）
国指定重要文化財	北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）
北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る。）	
農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）
甲種農地に該当する区域	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前協議書

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市

添付書類

- 1 位置図
- 2 事業区域図
- 3 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 4 事業区域内の土地の公図
- 5 事業計画案に係る平面図
- 6 設備の構造図
- 7 事業者の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 8 環境影響調査の内容を証する書類
- 9 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置計画書

事業の名称		
事業区域	所在	旭川市
	面積	m ²
期間	工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
	事業予定期間	年 月 日～ 年 月 日
事業概要	設備の種別	
	予定出力	k W
	予定年間発電量	k W h
発電機器	製品型番等	k W
	設置枚数・基数	枚・基
	設置面積	m ²
	予定出力	k W
	発生騒音量（公称値）	d b
付属設備 （パワーコンディショナー）	製品型番等	
	設置箇所数	か所
	予定出力	k W
	発生騒音量（公称値）	d b
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	

電気事業者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	
事業区域の 管理者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	
	管理内容等	
点検事業者 等	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	
	点検の頻度	
点検概要 （点検頻 度、補修、 更新時期等 が異なると きはそれぞ れ明記する こと。）	点検項目等	設備について
		付属設備について
		その他必要な点検項目
緊急時の 連絡先	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者の職氏名） 様

旭川市長

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前協議完了通知書

年 月 日に旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第7条第1項の規定による事前協議が完了したため、同条第3項の規定により通知します。

事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市
事業区域の面積	m ²
予定出力	k W
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
事業予定期間	年 月 日～ 年 月 日
事前協議の結果	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る住民等説明会開催届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第9条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

事前協議完了年月日	年 月 日
事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市
事業区域の面積	m ²
予定出力	k W
説明会開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
説明会開催場所	

添付書類

- 1 開催案内
- 2 説明会で使用する資料
- 3 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る住民等説明会開催結果報告書

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第9条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市
事業区域の面積	m ²
予定出力	k W
説明会開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
説明会開催場所	
説明会出席者	人（うち近隣住民等以外 人）
質問・意見の有無	☐ あり ☐ なし ※ 該当する□に✓する。

添付書類

- 1 近隣区域の範囲を示した図面
- 2 会議録
- 3 住民等説明会開催後に受け付けた質問・意見に対する回答書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第 6 号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置工事着手届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第10条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称		
事業区域の所在地	旭川市	
事業区域の面積	㎡	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
運転開始予定年月日	年 月 日	
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	

添付書類

- 1 事業者又は工事施工者が損害賠償責任保険に加入していることを証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る設備設置工事完了届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第10条第2項の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称		
事業区域の所在地	旭川市	
事業区域の面積	m ²	
工事完了年月日	年 月 日～ 年 月 日	
運転開始予定年月日	年 月 日	
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	

添付書類

- 1 工事が完了したことを証する写真
- 2 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第 8 号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業変更届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第12条の規定により、
関係書類を添えて提出します。

事業の名称		
事業区域の所在地	旭川市	
事業区域の面積	㎡	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

添付書類

- 1 変更内容を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業報告書

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第13条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称		
事業区域の所在地	旭川市	
事業区域の面積	㎡	
出力	kW	
事業実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日（ 年間）	
報告対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
維持管理者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	
保守点検の実施状況	点検頻度	年次点検 回 月次点検 回
維持管理の実施状況	保守点検結果	

	修繕、清掃及び 交換等の対応	
--	-------------------	--

廃棄等費用の 積立方法	☐ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立 ☐ その他（ ） ※ 該当する□に✓を記入する。 ※ その他のときは積立方法の概要を記入する。
廃棄等費用の見積額	円
積立開始時期	年 月 日
積立終了予定時期	年 月 日
報告年度の積立金額	年度 円
積立累計金額	円

添付書類

- 1 財務計算に関する諸表等（法人であるときは、直近年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書については作成しているときに限る。）及び事業報告書）
- 2 損害賠償責任保険への加入を証する書類
- 3 設備の現状を証する写真
- 4 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業廃止届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市
事業区域の面積	m ²
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
撤去予定年月日	年 月 日
廃棄物の処理方法	
設備の撤去後の処置	

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事業主体変更届

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第 15 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称		
事業区域の所在地	旭川市	
事業区域の面積	m ²	
変更後の事業者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者）	
	電話番号	
	メールアドレス	
設備の概要	種別	
	規模	低圧 ・ 高圧 ・ 特別高圧
	出力	発電機器 k W
		パワーコンディショナー k W
変更理由		

添付書類

- 1 位置図及び事業区域図
- 2 維持管理に関する計画書
- 3 撤去及び処分に関する計画書
- 4 設備及び事業区域内の状況を証する写真
- 5 その他市長が必要と認める書類（ ）

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者の職氏名）
連絡先（担当者）
電話番号

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事故等報告書

旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第16条の規定により、関係書類を添えて提出します。

事業の名称	
事業区域の所在地	旭川市
事業区域の面積	m ²
事故、災害発生日時	年 月 日 時 分
事故、災害の概要	
周辺地域への影響	
対応の状況	
対応完了予定日	年 月 日

添付書類

- 1 事故、災害の状況を証する写真
- 2 その他市長が必要と認める書類（ ）